

## さくら市景観条例施行規則

平成 30 年 3 月 14 日

さくら市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及びさくら市景観条例（平成 29 年さくら市条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）

第 1 条第 1 項に規定する届出書は、景観計画区域内行為届出書（様式第 1 号）とする。

(事前協議)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書（様式第 2 号）の提出により行うものとする。

2 前項に規定する協議書の提出には、省令第 1 条第 2 項の規定を準用する。

3 条例第 10 条第 3 項の規定による助言又は指導は、措置事項通知書（様式第 3 号）の通知により行う。

(中止の届出)

第 5 条 条例第 11 条の規定による届出は、景観計画区域内行為変更（中止）届出書（様式第 4 号）により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(添付図書)

第 6 条 条例第 12 条に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 当該敷地内の設備及び付属施設の設置に関する図面で、縮尺 100 分の 1 以上のもの。

(2) 当該敷地内の緑化又は舗装その他の行為に関する図面で、縮尺 100 分の 1 以上のもの。

(届出等)

第 7 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更（中止）届

出書により行わなければならない。

- 2 前項に規定する届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。
- 3 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は、景観計画区域内行為に対する勧告書（様式第 5 号）により行う。
- 4 法第 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内行為実施通知書（様式第 6 号）に必要な図書を添付して行うものとする。

（適合通知）

第 8 条 条例第 17 条に規定する通知は、景観計画区域内行為（変更）届出適合通知書（様式第 7 号）により行う。

（変更命令等）

第 9 条 法第 17 条第 1 項の規定による命令は、景観計画区域内行為に対する命令書（様式第 8 号）により行う。

- 2 法第 17 条第 4 項の規定による通知は、変更命令期間延長通知書（様式第 9 号）により行う。
- 3 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書（様式第 10 号）により行う。
- 4 法第 17 条第 8 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 11 号）とする。

（景観重要建造物の指定の提案）

第 10 条 省令第 7 条第 1 項に規定する提案書は景観重要建造物指定提案書（様式第 12 号）と、同条第 1 項第 3 号に規定する書類は景観重要建造物提案合意書（様式第 13 号）とする。

- 2 法第 20 条第 3 項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書（様式第 14 号）により行う。

（指定の通知等）

第 11 条 法第 21 条第 1 項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、景観重要建造物指定通知書（様式第 15 号）により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該指定が法第 20 条第 1 項の規定による提案に基づくものである景観重要建造物に係る通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第 16 号）により行う。
- 3 省令第 8 条第 2 項に規定する方法は、当該土地その他の物件の範囲を示した図面

の添付とする。

- 4 法第 21 条第 2 項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（様式第 17 号）とする。

（現状変更の規制）

第 12 条 省令第 9 条第 1 項に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第 18 号）とする。

- 2 市長は、法第 22 条第 1 項の許可をした場合は景観重要建造物現状変更許可書（様式第 19 号）により、許可をしなかった場合は景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第 20 号）により、前項に規定する申請書を提出した者に通知する。

（原状回復命令等）

第 13 条 法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書（様式第 21 号）により行うものとする。

- 2 法第 23 条第 3 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

（管理に関する命令又は勧告）

第 14 条 法第 26 条の規定による命令は景観重要建造物等の管理に関する命令書（様式第 22 号）により、同条の規定による勧告は景観重要建造物等の管理に関する勧告書（様式第 23 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第 15 条 省令第 12 条第 1 項に規定する提案書は景観重要樹木指定提案書（様式第 24 号）と、同条第 1 項第 3 号に規定する書類は景観重要樹木提案合意書（様式第 25 号）とする。

- 2 法第 29 条第 3 項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書（様式第 26 号）により行う。

（指定の通知等）

第 16 条 法第 30 条第 1 項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、景観重要樹木指定通知書（様式第 27 号）により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該指定が法第 29 条第 1 項の規定による提案に基づくものである景観重要樹木に係る通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第 28 号）により行う。

3 法第 30 条第 2 項に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（様式第 29 号）とする。

（現状変更の規制）

第 17 条 省令第 14 条第 1 項に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 30 号）とする。

2 市長は、法第 31 条第 1 項に規定する許可をした場合は景観重要樹木現状変更許可書（様式第 31 号）により、許可をしない場合は景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第 32 号）により、前項に規定する申請書を提出した者に通知する。

（管理に関する命令又は勧告）

第 18 条 法第 34 条の規定による命令は景観重要建造物等の管理に関する命令書により、同条の規定による勧告は景観重要建造物等の管理に関する勧告書により行うものとする。

（管理協定の縦覧等）

第 19 条 法第 37 条第 2 項（法第 40 条において準用する場合を含む。）に規定する意見書は、管理協定に対する意見書（様式第 33 号）とする。

（所有者の変更の場合の届出）

第 20 条 法第 43 条の規定による届出は、所有者変更届出書（様式第 34 号）により行うものとする。

（台帳）

第 21 条 省令第 18 条に規定する景観重要建造物に関する台帳は景観重要建造物台帳（様式第 35 号）と、景観重要樹木に関する台帳は景観重要樹木台帳（様式第 36 号）とする。

（報告の徴収）

第 22 条 市長は、法第 45 条の規定により報告を求める場合は、景観重要建造物・樹木定期点検報告書（様式第 37 号）の提出を求める。

（景観まちづくり活動団体）

第 23 条 条例第 21 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当することとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 当該活動が活動区域の住民の大多数の支持を得られていると認められる団体

(2) 当該活動が他者の財産権を不当に制限することがない団体

(3) 15人以上で構成される団体

(4) 次に掲げる事項のいずれもが記載された規約が定められている団体

ア 名称

イ 目的

ウ 構成する者に関する事項

エ 主たる事務所の所在地

オ 活動の内容

カ 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙、選任等に関する事項

キ 会議に関する事項

ク 会計に関する事項

2 条例第21条第1項に規定する認定を受けようとする団体は、代表者がさくら市景観まちづくり活動団体認定申請書（様式第38号）により市長に申請するものとする。

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第1項第4号に規定する規約

(2) 当該団体の活動区域を示す図面

(3) 当該団体の代表者、役員並びに構成する者の氏名及び住所を記載した図書

(4) 申請しようとする者が当該景観まちづくり活動団体の代表者であることを証する書類

(5) 前各号に規定するほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、条例第21条第1項の規定により認定した場合は、景観まちづくり活動団体認定通知書（様式第39号）により当該団体に通知するものとする。

5 市長は、条例第21条第2項の規定により認定を取り消した場合は、景観まちづくり活動団体認定取消通知書（様式第40号）により、当該団体にその旨を通知するものとする。

（支援）

第24条 条例第22条第3号に規定する規則に定める要件は、条例第8条第1項の規定により指定する景観計画重点地区の区域内において同条第2項の規定により定める景観の形成の目標に適合する行為を行うこととする。

（審議会の組織）

第25条 審議会（条例第24条第1項の規定により設置するさくら市景観審議会を

いう。以下同じ。)は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 公募による市民
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(審議会の会議)

第 26 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。  
(審議会の庶務等)

第 27 条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

- 2 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。  
(その他)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、様式第 2 号及び様式第 3 号の規定は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。  
(さくら市特別職の職員で非常勤のものの報償の額及び支給に関する規則の一部

改正)

- 2 さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬の額及び支給に関する規則（平成17年さくら市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表臨時に選挙管理委員会委員に充てられた者の項から指定管理者選定委員会委員の項までを次のように改める。

臨時に選挙管理委員会委員に充てられた者	日額 5,500円
表彰審査委員会委員	
特別職報酬等審議会委員	
固定資産評価審査補助員	
振興計画審議会委員	
防災会議委員	
水防協議会委員	
交通安全対策会議委員	
公務災害補償等認定委員会委員	
公務災害補償等審査会委員	
補助金審議会委員	
青少年問題協議会委員	
民生委員推薦会委員	
老人保健福祉施設建設に係る法人審査委員会委員	
予防接種事故調査委員会委員	
環境審議会委員	
工場誘致委員会委員	
都市計画審議会委員	
都市計画審議会臨時委員	
都市計画審議会専門委員	
景観審議会委員	
土地区画整理審議会委員	
土地区画整理評価員	
公共下水道審議会委員	
水道料金審議会委員	

教育研究所研究調査員	
教育支援委員会委員	
奨学生選考委員会委員	
教育施設整備調査委員会委員	
教育委員会事務事業外部評価委員会委員	
給食センター運営委員会委員	
青少年センター運営協議会委員	
図書館協議会委員	
歴史資料保存及び活用検討委員会委員	
体育施設運営審議会委員	
市民活動助成審査会委員	
ボランティアポイント制度審査会委員	
指定管理者選定委員会委員	



(表)

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

さくら市長

様

届出者 住所

氏名

㊟

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観法第 16 条第 1 項、景観法施行規則第 1 条第 1 項及び第 2 項並びにさくら市景観条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	景観計画上の区分		<input type="checkbox"/> 景観計画重点地区 <input type="checkbox"/> その他の景観計画区域	
	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)	
<input type="checkbox"/> 開発行為	用途			
景観形成のために特に配慮した事項				
その他の参考事項				
届出の内容に係る照会先	住所 氏名 電話番号			

(裏)

行為 の 工 容	為 施 内	区分		届出部分	既存部分	合計		
		建 築 物	敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			延床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			高さ		m	m	m	
			外 観	屋 根	仕上材料			
					色彩			
					面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				外 壁 等	仕上材料			
					色彩			
					面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		構造						
		工 作 物	構造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			高さ					
			外 観	仕上材料				
面積	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
構造								
開 発 行 為	目的							
	面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			

## 備考

- 1 行為の場所及び行為の種類は、□印にレ点を付けてください。
- 2 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にその旨を記入する等、参考になる事項を記入してください。
- 3 届出の内容に係る照会先欄には、届出者以外の者（設計者、工事施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。
- 4 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください(例:日本瓦、小口タイル、波型スレート等)。
- 5 色彩欄には、主たる部分の色について、可能な限り日本工業規格に従い、マンセル値を記入してください(例:濃い茶色(5YR3/3)、薄い茶色(N3)、淡い緑色(10G6/2))。  
建築物については、その色彩に係る部分の面積を併せて記入してください。
- 6 構造の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 工作物の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。なお、建築物と一体になって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 8 この届出書には、景観法施行規則第1条第2項に規定する図書並びにさくら市景観条例第12条及びさくら市景観条例施行規則第6条に規定する図書を添付してください(景観法施行規則第1条第3項の規定により市長が必要がないと認めるときを除く)。
- 9 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

（表）

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

さくら市長

様

届出者 住所

氏名

㊟

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さくら市景観条例第 10 条第 1 項及び第 2 項並びにさくら市景観条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて協議します。

行為の場所				
	景観計画上の区分	<input type="checkbox"/> 景観計画重点地区 <input type="checkbox"/> その他の景観計画区域		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		用途		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	用途		
景観形成のために特に配慮した事項				
その他の参考事項				
届出の内容に係る照会先	住所 氏名 電話番号			

(裏)

行為 の 工 容	区分		届出部分	既存部分	合計		
	建 築 物	敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ		m	m	m	
		外 観	屋 根	仕上材料			
				色彩			
				面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			外 壁 等	仕上材料			
				色彩			
				面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造						
	工 作 物	構造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ					
		外 観	仕上材料				
面積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
構造							
開 発 行 為	目的						
	面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

## 備考

- 1 行為の場所及び行為の種類は、□印にレ点を付けてください。
- 2 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にその旨を記入する等、参考になる事項を記入してください。
- 3 届出の内容に係る照会先欄には、届出者以外の者（設計者、工事施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。
- 4 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください(例:日本瓦、小口タイル、波型スレート等)。
- 5 色彩欄には、主たる部分の色について、可能な限り日本工業規格に従い、マンセル値を記入してください(例:濃い茶色(5YR3/3)、薄い茶色(N3)、淡い緑色(10G6/2))。  
建築物については、その色彩に係る部分の面積を併せて記入してください。
- 6 構造の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 工作物の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。なお、建築物と一体になって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 8 この協議書には、景観法施行規則第1条第2項に規定する図書並びにさくら市景観条例第12条に規定する図書を添付してください(景観法施行規則第1条第3項の規定により市長が必要がないと認めるときを除く)。
- 9 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



措置事項通知書

年 月 日付けで協議された景観計画区域内の行為について、必要な措置をとるよう、さくら市景観条例第10条第3項及びさくら市景観条例施行規則第4条第3項の規定により助言又は指導します。

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 とるべき必要な措置

（表）

景観計画区域内行為変更（中止）届出書

年 月 日

さくら市長

様

届出者 住所

氏名

㊞

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観法第 16 条第 2 項及びさくら市景観条例施行規則第 7 条第 1 項又はさくら市景観条例第 11 条及び同規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	景観計画上の区分		<input type="checkbox"/> 景観計画重点地区 <input type="checkbox"/> その他の景観計画区域	
	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		用途		
		行為区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	用途		
行為の変更又は中止の事由				
その他の参考事項				
届出の内容に係る照会先	住所 氏名 電話番号			

(裏)

行為 の 工 容	区分		届出部分	既存部分	合計		
	建 築 物	敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ		m	m	m	
		外 観	屋 根	仕上材料			
				色彩			
				面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			外 壁 等	仕上材料			
				色彩			
				面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造						
	工 作 物	構造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ					
		外 観	仕上材料				
面積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
構造							
開 発 行 為	目的						
	面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

## 備考

- 1 行為の場所及び行為の種類は、□印にレ点を付けてください。
- 2 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にその旨を記入する等、参考になる事項を記入してください。
- 3 届出の内容に係る照会先欄には、届出者以外の者（設計者、工事施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。
- 4 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください(例:日本瓦、小口タイル、波型スレート等)。
- 5 色彩欄には、主たる部分の色について、可能な限り日本工業規格に従い、マンセル値を記入してください(例:濃い茶色(5YR3/3)、薄い茶色(N3)、淡い緑色(10G6/2))。  
建築物については、その色彩に係る部分の面積を併せて記入してください。
- 6 構造の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 工作物の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。なお、建築物と一体になって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 8 この届出書には、さくら市景観条例施行規則第5条第2項又は第7条第2項の規定により市長が認める図書を添付してください。
- 9 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観計画区域内行為に対する勧告書

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内の行為について、さくら市景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認めるので、景観法第 16 条第 3 項及びさくら市景観条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告します。

申請者 住所  
氏名

行為の種類	
行為の場所	
勧告の内容及び理由	



景観計画区域内行為実施通知書

年 月 日

さくら市長

様

届出者 住所

氏名

㊟

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観法第 16 条第 5 項及びさくら市景観条例施行規則第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり通知  
します。

行為の場所	景観計画上 の区分	<input type="checkbox"/> 景観計画重点地区 <input type="checkbox"/> その他の景観計画区域		
	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為 区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		用途		
	行為 区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
<input type="checkbox"/> 開発行為	用途			
景観形成のために特 に配慮した事項				
その他の参考事項				
通知の内容に係る 照会先	住所			
	氏名			
	電話番号			

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観計画区域内行為（変更）届出適合通知書

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内の行為について、さくら市  
景観計画に定めた景観形成基準に適合すると認めるので、さくら市景観条例第 17 条  
及びさくら市景観条例施行規則第 8 条の規定により通知します。

様

さくら市長



景観計画区域内行為に対する命令書

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内の行為について、さくら市景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認めるので、景観法第 17 条第 1 項及びさくら市景観条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、設計変更その他の必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 102 条の規定により罰金が処されることがあります。

- 1 行為の種類
- 2 行為の場所
- 3 命令の内容及び理由
- 4 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

さくら市長



変更命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内の行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項に規定する期間を延長したので、さくら市景観条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

行為の種類	
行為の場所	
延長する期間	
延長する理由	

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内の行為について、年 月 日付け 第 号による命令に違反しているため、景観法第 17 条第 5 項及びさくら市景観条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 101 条の規定により懲役又は罰金が処されることがあります。

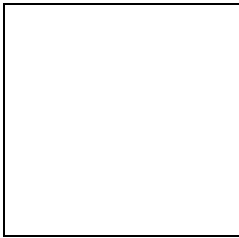

- 1 行為の種類
- 2 行為の場所
- 3 命令の内容及び理由
- 4 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 11 号（第 9 条、第 13 条関係）

（表）

身分証明書		第 号
	所属	
	職名	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、景観法第 17 条第 8 項又は第 23 条第 3 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査及び原状回復等を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
さくら市長		

(裏)

景観法（抄）

（変更命令等）

第 17 条 略

2～7 略

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（原状回復命令等）

第 23 条 略

2 略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（原状回復命令等についての準用）

第 32 条 第 23 条の規定は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 2 項において準用する第 22 条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第 23 条第 1 項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 略

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル及び横 9 センチメートルとする。

様式第 12 号（第 10 条関係）

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

さくら市長

様

提案者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

次の建造物について、景観法第 20 条第 1 項、景観法施行規則第 7 条第 1 項及びさくら市景観条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により、景観重要建造物に指定することを提案します。

建造物の名称		
建造物の所在地		
建造物の所有者	氏名	
	住所	
建造物の外観の特徴	用途	
	構造	
	建築年月日	
	敷地面積	
	建築面積	
	延べ床面積	
	階数及び高さ	
	備考	



様式第 13 号（第 10 条関係）

景観重要建造物提案合意書

年 月 日

さくら市長

様

所有者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

次の建造物について、景観法第 20 条第 1 項、景観法施行規則第 7 条第 1 項第 3 号及びさくら市景観条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の指定の提案に合意（又は同意）します。

建造物の名称	
建造物の所在地	
備考	

様式第 14 号（第 10 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観重要建造物非指定通知書

年 月 日付けで提案された景観重要建造物の指定について、指定する必要がないと判断したので、景観法第 20 条第 3 項及びさくら市景観条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定しない理由

様式第 15 号（第 11 条関係）

第 号

年 月 日

様

さくら市長



景観重要建造物指定通知書

景観法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり景観重要建造物を指定したので、同法第 21 条第 1 項、景観法施行規則第 8 条第 1 項及びさくら市景観条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲
- 8 その他特記事項

様式第 16 号（第 11 条関係）

第 号

年 月 日

様

さくら市長



景観重要建造物指定通知書

年 月 日付けで景観重要建造物の指定を提案された建造物について、景観法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり景観重要建造物に指定したので、同法第 21 条第 1 項、景観法施行規則第 8 条第 1 項及びさくら市景観条例施行規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲
- 8 その他特記事項

様式第 17 号（第 11 条関係）

さくら市景観重要建造物指定標識	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
名称	
この標識は、景観法第 21 条第 2 項及びさくら市景観条例施行規則第 11 条第 4 項の規定により設置するものです。	

備考 寸法は、縦 20 センチメートル以上及び横 30 センチメートル以上とする。

様式第 18 号（第 12 条関係）

年 月 日

さくら市長

様

申請者 住所

氏名

⑩

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観重要建造物現状変更許可申請書

景観法第 22 条第 1 項の許可を受けたいので、景観法施行規則第 9 条第 1 項及び  
さくら市景観条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	
現状変更の場所	
現状変更行為の種類	
設計方法又は施行方法	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称	
施工者の住所及び氏名法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

様式第 19 号（第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観重要建造物現状変更許可書

年 月 日付けで申請された景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可をしたので、さくら市景観条例施行規則第 12 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 第 号
- 4 許可の条件

様

さくら市長



景観重要建造物現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請された景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 2 項の規定により許可をしなかったため、さくら市景観条例施行規則第 12 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 第 号
- 4 許可しない理由

5 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。



様

さくら市長



景観重要建造物等原状回復等命令書

あなたがした行為は、景観法第 22 条第 1 項（又は第 31 条第 1 項）の規定又は同条第 3 項の規定により付した条件に違反しているため、景観法第 23 条第 1 項及びさくら市景観法施行規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、景観法第 103 条の規定により罰金が処されることがあります。

1 命令に係る景観重要建造物又は景観重要樹木

- (1) 指定番号 第 号
- (2) 指定年月日 年 月 日
- (3) 名称又は樹種
- (4) 所在地

2 とるべき措置の内容

3 履行期限及び報告期限

- (1) 履行期限 年 月 日
- (2) 報告期限 年 月 日

4 その他特記事項

5 命令の理由

- (1) 違反の内容
- (2) 命令の根拠となる規定

6 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 22 号（第 14 条、第 18 条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観重要建造物等の管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物（又は景観重要樹木）は、  
管理が適当でないため滅失し、又はき損するおそれがある  
管理がさくら市景観条例に従って適切に行われていない  
と認められ  
るため、景観法第 26 条及びさくら市景観条例施行規則第 14 条又は景観法第 34 条  
及びさくら市景観条例施行規則第 18 条の規定により、次のとおり管理に関する措置  
をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、景観法第 105 条の規定により過料に処される  
ことがあります。

- 1 管理に関する命令の対象となる景観重要建造物（又は景観重要樹木）の名称及び  
指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

（注意） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参  
照ください。

(裏)

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

さくら市長



景観重要建造物等の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物（又は景観重要樹木）は、  
管理が適当でないため滅失し、又はき損するおそれがある  
と認められ  
管理がさくら市景観条例に従って適切に行われていない  
るため、景観法第 26 条及びさくら市景観条例施行規則第 14 条又は景観法第 34 条  
及びさくら市景観条例施行規則第 18 条の規定により、次のとおり管理に関する措置  
をとることを勧告します。

- 1 管理に関する勧告の対象となる景観重要建造物（又は景観重要樹木）の名称及び  
指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限                      年 月 日
- 5 報告期限                      年 月 日
- 6 報告先

様式第 24 号（第 15 条関係）

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

さくら市長

様

提案者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

次の樹木について、景観法第 29 条第 1 項、景観法施行規則第 12 条第 1 項及びさくら市景観条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により、景観重要樹木に指定することを提案します。

樹木の所在地		
樹木の所有者	氏名	
	住所	
樹木の特徴	樹種	
	樹高	
	幹周り	
	備考	

様式第 25 号（第 15 条関係）

景観重要樹木提案合意書

年 月 日

さくら市長

様

所有者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

次の樹木について、景観法第 29 条第 1 項、景観法施行規則第 12 条第 1 項第 3 号及びさくら市景観条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の指定の提案に合意（又は同意）します。

樹木の所在地	
備考	

様式第 26 号（第 15 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



景観重要樹木非指定通知書

年 月 日付けで提案された景観重要樹木の指定について、指定する必要がないと判断したので、景観法第 29 条第 3 項及びさくら市景観条例施行規則第 15 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 樹木の所在地
- 2 指定しない理由

様式第 27 号（第 16 条関係）

第 号

年 月 日

様

さくら市長



景観重要樹木指定通知書

景観法第 28 条第 1 項の規定により次のとおり景観重要樹木を指定したので、同法第 30 条第 1 項、景観法施行規則第 13 条及びさくら市景観条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 景観重要樹木の所有者
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴
- 7 その他特記事項



様式第 28 号（第 16 条関係）

第 号

年 月 日

様

さくら市長



景観重要樹木指定通知書

年 月 日付けで景観重要樹木の指定を提案された樹木について、景観法第 28 条第 1 項の規定により次のとおり景観重要樹木に指定したので、同法第 30 条第 1 項、景観法施行規則第 13 条及びさくら市景観条例施行規則第 16 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 景観重要樹木の所有者
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴
- 7 その他特記事項

様式第 29 号（第 16 条関係）

さくら市景観重要樹木指定標識	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
樹種	
この標識は、景観法第 30 条第 2 項及びさくら市景観条例施行規則第 16 条第 3 項の規定により設置するものです。	

備考 寸法は、縦 20 センチメートル以上及び横 30 センチメートル以上とする。

様式第 30 号（第 17 条関係）

年 月 日

さくら市長

様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観重要樹木現状変更許可申請書

景観法第 31 条第 1 項の許可を受けたいので、景観法施行規則第 14 条第 1 項及び  
さくら市景観条例施行規則第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要樹木の樹種	
景観重要樹木の所在地	
現状変更の場所	
現状変更行為の種類	
施行方法	
現状変更の理由	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

様式第 31 号（第 17 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長

印

景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日付けで申請された景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条第 1 項の規定による許可をしたので、さくら市景観条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 樹木の所在地
- 2 指定番号
- 3 許可の条件

第 号

様

さくら市長



景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請された景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条第 2 項の規定により準用する同法第 22 条第 2 項の規定により許可をしなかったため、さくら市景観条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 樹木の所在地
- 2 指定番号 第 号
- 3 許可しない理由
  
- 4 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市を被告として（訴訟においてさくら市を代表する者はさくら市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 33 号（第 19 条関係）

管理協定に対する意見書

景観法第 37 条第 2 項及びさくら市景観条例施行規則第 19 条の規定により、次のとおり意見を述べます。

年 月 日

さくら市長

様

提出者 住所

氏名

㊟

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

管理協定

年 月 日 第 号

意見

様式第 34 号（第 20 条関係）

所有者変更届出書

年 月 日

さくら市長

様

届出者 住所

氏名

㊞

電話番号

法人その他の団体にあつては、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したので、景観法第 43 条及びさくら市景観条例施行規則第 20 条の規定により次のとおり届け出ます。

名称又は樹種	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
所在地	
変更前の所有者	
変更後の所有者	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

様式第 35 号 (第 21 条関係)

景観重要建造物台帳

景観重要建造物の名称		指定番号		指定年月日	年 月 日
------------	--	------	--	-------	-------

景観重要建造物の指定			景観重要建造物の概要		現状変更行為届出		
同意年月日		年 月 日	所在地	さくら市	届出年月日	年 月 日	
景観計画審議会		年 月 日	所有者		行為の種類		
指定	告示番号	年告示第 号	概 要	種類		届出年月日	年 月 日
指 定 の 解 除	解除年月日	年 月 日		建築年月日	年 月 日	行為の種類	
	告示番号	年告示第 号		構造		届出年月日	年 月 日
	理 由			敷地面積	m <sup>2</sup>	行為の種類	
				建築面積	m <sup>2</sup>	届出年月日	年 月 日
				その他		行為の種類	



様式第 36 号 (第 21 条関係)

景観重要樹木台帳

指定番号		指定年月日	年 月 日
------	--	-------	-------

景観重要樹木の指定			景観重要樹木の概要		現状変更行為届出			
同意年月日	年 月 日		所在地	さくら市	届出年月日	年 月 日		
景観計画審議会	年 月 日		所有者		行為の種類			
指定	告示番号	年告示第 号	概 要	樹種		届出年月日	年 月 日	
指 定 の 解 除	解除年月日	年 月 日		数量	本	行為の種類		
	告示番号	年告示第 号		樹高	m	届出年月日	年 月 日	
	理 由				樹齡	年	行為の種類	
					幹の周囲	m	届出年月日	年 月 日
					その他		行為の種類	

景観重要建造物・樹木点検報告書

さくら市長 様

住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

さくら市景観条例施行規則第 22 条の規定により、次のとおり報告します。

1 建造物（樹木）の概要

指定番号		指定年月日	年 月 日
名称			
所在地			
所有者の氏名			
管理者の氏名			
点検の実施日	年 月 日		

2 報告事項

管理の方法の基準	点検の結果

景観まちづくり活動団体認定申請書

年 月 日

さくら市長 様

申請者 住所  
 名称  
 代表者氏名 ⑩  
 電話番号

さくら市景観まちづくり活動団体の認定を受けたいので、さくら市景観条例施行規則第 23 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

景観まちづくり活動団体の名称	
設立の目的	
活動区域に含まれる地域の名称及び面積	<input type="checkbox"/> 景観計画重点地区（地域名 _____） <input type="checkbox"/> その他の景観計画区域
	（ _____ m <sup>2</sup> ）
景観特性	
団体の事務所の所在地	さくら市
	電話番号
団体の構成員の数	_____ 人（うち役員 _____ 人）
主たる活動の内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体規約 <input type="checkbox"/> 活動区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 構成員及び役員の名簿 <input type="checkbox"/> 申請しようとする者が景観まちづくり活動団体の代表者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※申請受付日 年 月 日	※申請受付番号
-----------------	---------

様式第 39 号（第 23 条関係）

景観まちづくり活動団体認定通知書

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



年 月 日付けで申請されたさくら市景観まちづくり活動団体の認定について、さくら市景観条例第 21 条第 1 項の規定により認定したので、さくら市景観条例施行規則第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

団体の名称	
団体の事務所の所在地	
認定年月日	年 月 日

様式第 40 号（第 23 条関係）

景観まちづくり活動団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



さくら市景観条例第 21 条第 2 項の規定により、さくら市景観まちづくり活動団体の認定を取り消したので、さくら市景観条例施行規則第 23 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

団体の名称	
団体の事務所の所在地	
認定年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
理由	